



「認定こども園」の国 指針案が示される

先日の6月28日認定こども園のための厚労省・文科省合同による都道府県等自治体に向けた説明会議が都内で行われ、注目されていた国による「指針」が案として示されました。また翌日の29日には全私保連役員と青年会議の合同で認定こども園について保育課長補佐から詳しい説明を受けました。指針案は、以下の8つの項目からなっています。

1. 職員配置について	5. 教育及び保育の内容について
2. 職員資格について	6. 保育者の資質向上等について
3. 施設設備について(園舎・保育室・運動場の面積)	7. 子育て支援について
4. 施設設備について(調理室・運動場)	8. 管理運営等について

例えば以下のように認定こども園に求められる職員配置や資格等それぞれの内容は概ね、既存の保育園と幼稚園のそれぞれの基準を併せた内容になっています。

<p>(職員配置について)</p> <p>0～2歳児については、「保育所と同様(0歳児3:1、1・2歳児6:1)」</p> <p>3～5歳児については、 満3歳以上の子どもの共通利用時間については、35人以下の子どもで構成される学級を単位として、1学級ごとに職員(担任)1人が担当。=【学級担任】と、 以下の基準により算定した数の職員を確保し、適宜配置。=【子どもの数に応じた職員の確保】</p> <p>・3歳児は、長時間利用児20:1、短時間利用児35:1</p> <p>・4・5歳児は、長時間利用児30:1、短時間利用児35:1 という内容になっています。</p> <p>(職員資格について)</p> <p>0～2歳児については、「保育士資格」</p> <p>3～5歳児については、「学級担任と長時間保育の双方を行うことになるため、両資格併有が望ましい。」とされました。</p> <p>(施設整備について)</p> <p>0～2歳児は、「保育所と同様の乳児室等」。0・1歳児は「乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人」。2歳児は「保育室 1.98㎡/人」</p> <p>3～5歳児は、「園舎及び保育室について、幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。ただし、既存施設から転換する場合は、いずれかの基準で可。」とされました。</p> <p>その他、調理室については「その設置が望ましい」が、条件を満たす場合は「3～5歳児に限り、給食の外部搬入を認める。」となっています。</p>
--

パブリック・コメントの実施と条例化の動きへの対応について

なお上記の指針案についてはe-Gov(電子政府の総合窓口サイト) <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=10018> に指針案本体と概要を掲載してパブリック・コメントを募集しています(7月1日公示、14日期日)。同内容は、全私保連会員ページにも内容を掲載しています。

このパブリック・コメントを経て指針が正式に決定されます。都道府県ではこの指針を参酌し「認定基準」作成が始まる見込みですが、上記の課長会議でも「施行期日は必ずしも10月1日に間に合わなくとも、遅くとも秋の議会で条例を制定してほしい」旨が説明されています。各地域の加盟組織では、既に先般当連盟よりお示した「認定こども園」の条例化に対する要望(雛形)を参考に都道府県議会議員等に対して具体的な要請を始めています。(同雛形については保育通信に掲載予定。)

上記の課長会議資料一式は当連盟サイト会員ページに最新の関連情報とともに掲載しています。

同ページには「平成18年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の評価方針等について」(雇児総発第0609001号)抜粋等も掲載しています。併せて参考にしてください。